平成２８年清瀬市議会第２回定例会

報告

番　　号	件　　名	概　　要	議決日 結　果
報　　告 第　２　号	平成２７年度清瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により、平成 27 年度清瀬市一般会計予算に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定に基づき議会に報告するものです。 主な内容 １　事業名 情報システム管理運営事業費（情報セキュリティ強化対策事業） （１）予算科目 款２ 総務費　項１ 総務管理費 （２）繰越事業額　21,751 千円 ２　事業名 戸籍住民基本台帳事務費（通知カード・個人番号カード関連事務費） （１）予算科目　款２ 総務費　項３ 戸籍住民基本台帳費 （２）繰越事業額　０円 ※　この予算は、平成27年度一般会計補正予算（第４号）で繰越明許費として計上されましたが、国の予算調整により、事業に係る補助金が平成28年度事業分として交付内示されたため、繰越事業額が０円となったものです。	6月24日 了　　承
報　　告 第　３　号	平成２７年度清瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により、平成 27 年度清瀬市下水道事業特別会計予算に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定に基づき議会に報告するものです。 主な内容 １　事業名 公共下水道建設事業経費（柳瀬川右岸５号雨水幹線整備） （１）予算科目 款１ 下水道事業費　項３ 下水道建設費 （２）繰越事業額　12,310 千円	6月24日 了　　承
報　　告 第　４　号	委任専決事項の報告について	去る平成28年２月26日、清瀬市松山三丁目22番４号において、ごみ減量推進課職員が運転する市所有車両（資源回収車）が方向転換のためバックをしたところ、相手方カーポートの屋根部分に衝突し、同カーポートの屋根部分を破損させてしまいました。 このカーポートの破損に対する損害を賠償して和解するため、地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき和解及び損害賠償金の額の決定を専決処分したので、同法同条第２項の規定に基づき議会に報告するものです。	6月24日 了　　承